

令和5年度
(令和4年度データ)

札幌市 医療安全 支援センター

事業概要

— 市民と医療提供施設の
より良い関係をめざして —

もくじ

- はじめに P1
- 札幌市医療安全支援センターの概要 P1
- 札幌市医療安全相談窓口 P2
 - 市民相談状況 P2~4
 - 市民相談事例 P5~12
- 講習会・セミナー P13~14
- 札幌市医療安全推進協議会 P14

令和5年度 札幌市医療安全推進協議会 委員

天野 大助 (副会長)	札幌歯科医師会 理事
木川 幸一	北海道医療ソーシャルワーカー協会 会長
鬼頭 知一	札幌弁護士会
佐々木 弘好	札幌病院薬剤師会 常任理事
佐藤 亜紀	市立札幌病院 医療安全担当課長
田中 かおり	北海道看護協会 専務理事
中江 舞美	札幌医科大学附属病院 感染制御部 主査
野中 雅 (会長)	札幌市医師会 副会長
橋本 暁佳	札幌医科大学附属病院 医療安全部 副部長
山野 勝美	札幌薬剤師会 副会長

(50音順 敬称略)

札幌市医療安全支援センターの活動については、札幌市公式ホームページ内に掲載しております。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenshien/index.html>

札幌市医療安全支援センター

検索

札幌市医療安全支援センター事業概要

令和6年(2024年)2月発行
発行(事務局): 札幌市保健福祉局保健所医療政策課
電話: 011-622-5162



札幌市保健所

はじめに

札幌市では、平成16年度に「札幌市医療安全相談窓口」を開設し、市民からの様々な医療に関する相談に対応しております。平成18年度には「札幌市医療安全推進協議会」を発足させ、この2つを柱とする「札幌市医療安全支援センター」を保健所内に設置し、中立の立場で、市民と医療提供施設との間の問題解決の支援を行っているところです。

本センターの設置以降、医療安全相談窓口寄せられる市民相談は年々増加し、平成27年度には初めて2,000件を超え、令和4年度は1,756件の相談がありました。

相談内容は、医療行為・医療内容やコミュニケーション（従事者の対応や説明）に関するものが多数を占めています。一方、令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療機関の感染対策、ワクチン接種に関する相談も多く寄せられました。医療機関におかれましては、院内感染対策の見直しやワクチン接種を含む診療体制の整備など、柔軟にご対応いただいたことと存じます。

本事業概要では、医療安全相談窓口寄せられた市民相談の状況や相談対応事例を中心に、札幌市医療安全支援センターの代表的な事業を紹介しております。実際の相談事例等を知ることは、日々患者と接する医療従事者の皆様にとっても大変有意義なことであると考えます。

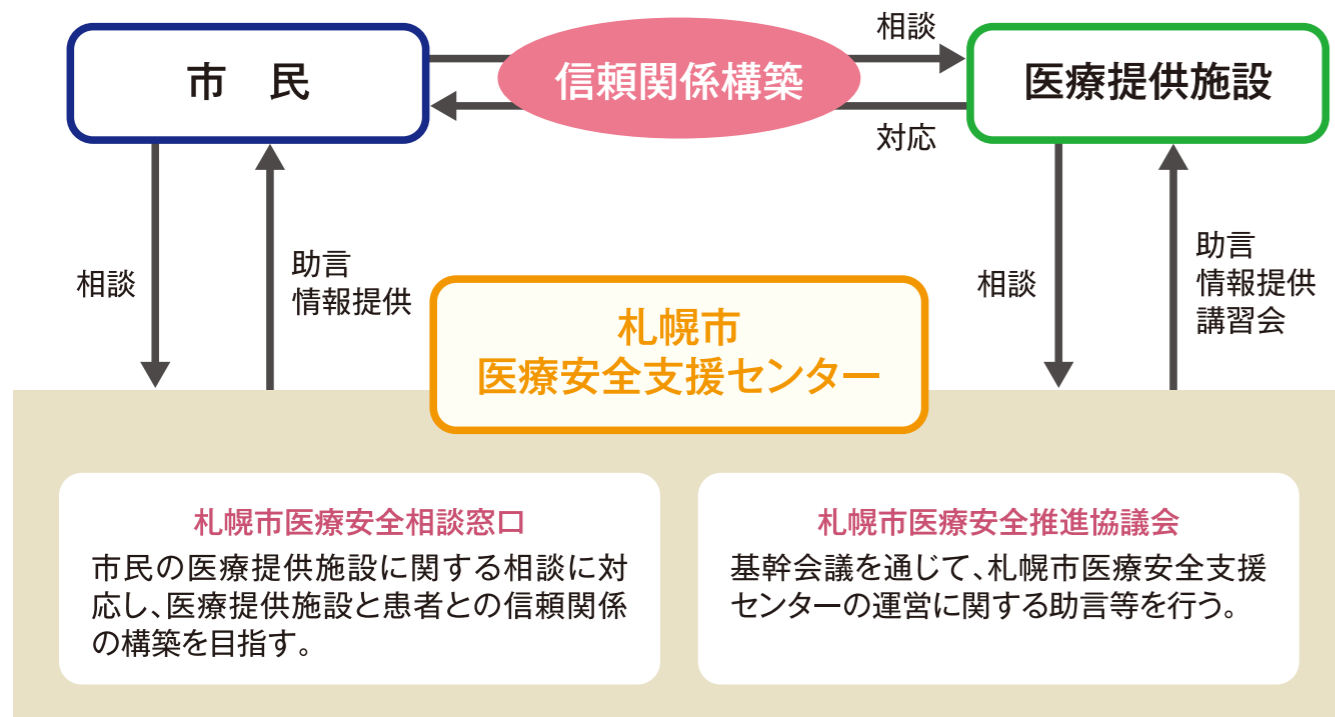
本事業概要が、多くの医療従事者の皆様に活用され、安全・安心な医療の提供及び患者との信頼関係の構築の一助となることを期待しております。

最後に、この事業概要の取りまとめにあたり多大なるご協力をいただきました札幌市医療安全推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係各所の皆様方に心から感謝申し上げます。

札幌市保健所長 山口 亮

札幌市医療安全支援センターの概要

札幌市医療安全支援センターは、医療法第6条の13の規定に基づき設置され、札幌市医療安全相談窓口と札幌市医療安全推進協議会を柱として、市民と医療提供施設の信頼関係の構築を目指しています。



札幌市医療安全相談窓口

相談窓口では、市民からの医療提供施設に関する相談に対応し、中立の立場で助言・情報提供等を行うことにより、市民と医療提供施設との間の問題解決を支援しています。

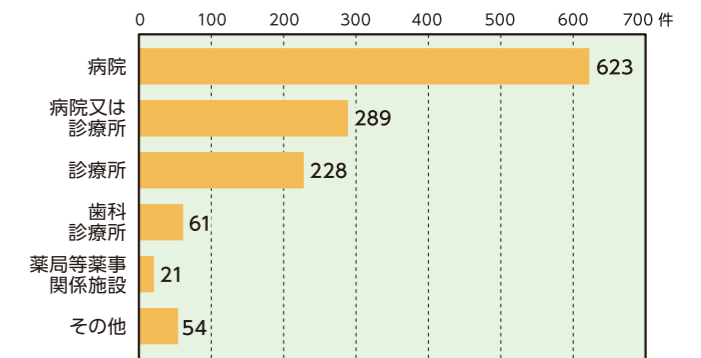
令和4年度 市民相談状況

令和4年度 (R4.4.1~R5.3.31) **1,756件** (参考:令和3年度 1,958件)

- ・このうち、電話相談件数は1,629件、来所相談件数は49件でした。
- ・電話相談に比べて来所相談の場合は、60分を超える長時間の相談の割合が多い傾向でした。

相談対象施設

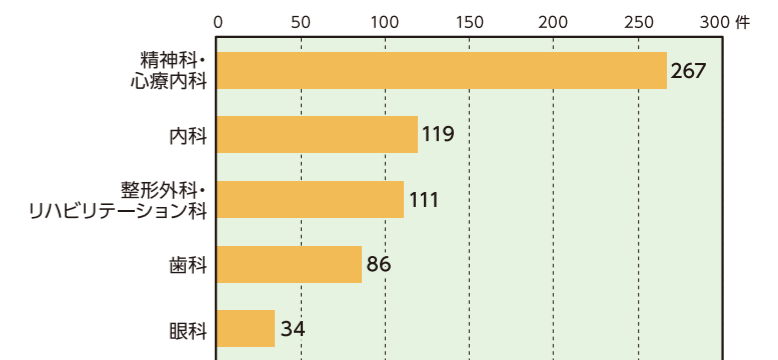
- 特定の施設を対象とする相談は、1,276件でした。
- 病院、診療所への相談は9割以上を占めました。
- その他、薬局や施術所に関する相談がありました。



相談対象診療科目

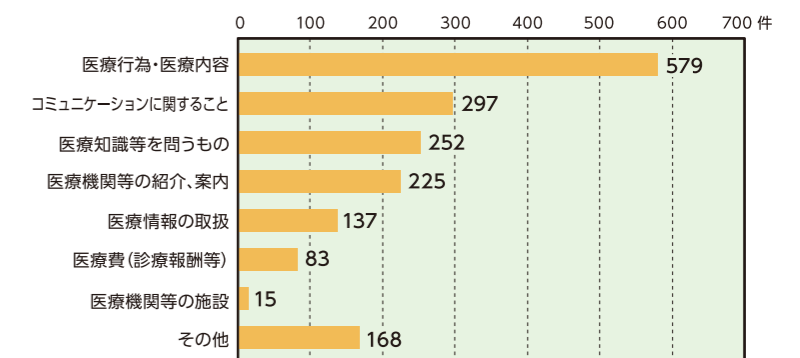
- 対象診療科目が判明した相談は、835件でした。
- 「精神科・心療内科」に関する相談が多いのは例年と同様であり、その他の診療科目についても多少の変動はありましたが、概ね例年と同様の傾向でした。

※診療科目が判明したもののうち、上位5科目を掲載。



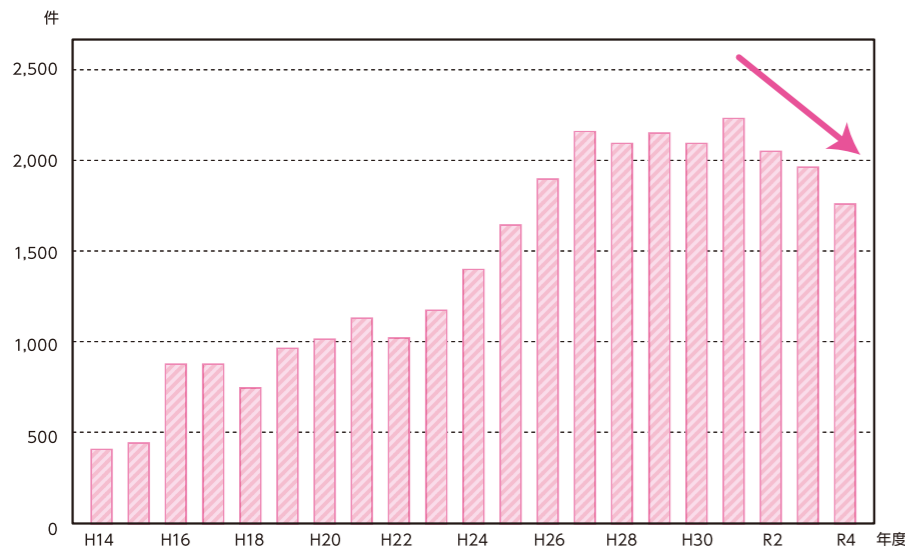
相談内容

- 「医療内容・医療行為」に関する相談が最も多く、これには、診療内容への疑問や医療ミスを疑うような相談、無資格者の医行為に関する相談、転院・退院に関する相談、また、院内感染に関する相談が含まれます。
- 次に多いのがコミュニケーションに関することです。医師等からの説明がわかりにくい、医師に直接聞きにくい、医師の言動に対する相談などが多く寄せられました。

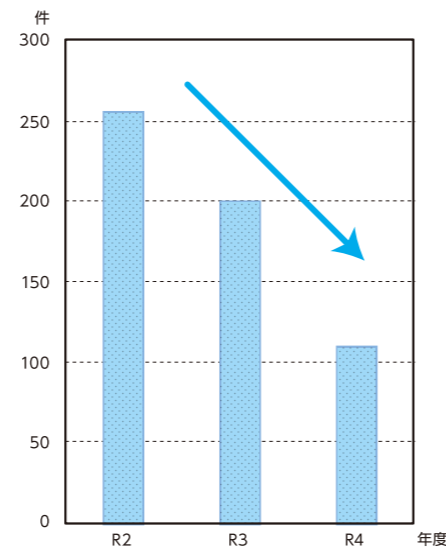


新型コロナウイルス感染症流行期間 (令和2年度から令和4年度)における相談件数の推移・分析

- ・医療安全相談窓口寄せられた相談件数は、過去最高の件数だった令和元年度をピークに3年連続で減少傾向でした。
- ・令和2年1月頃から新型コロナウイルス感染症が流行し、医療に関する相談は全体としては大幅に増加したと思われます。しかしながら、当窓口寄せられた相談件数は、令和3年度、4年度にかけて減少しています。
- ・この傾向は、新型コロナウイルス感染症に関連する相談件数の推移と類似しています。



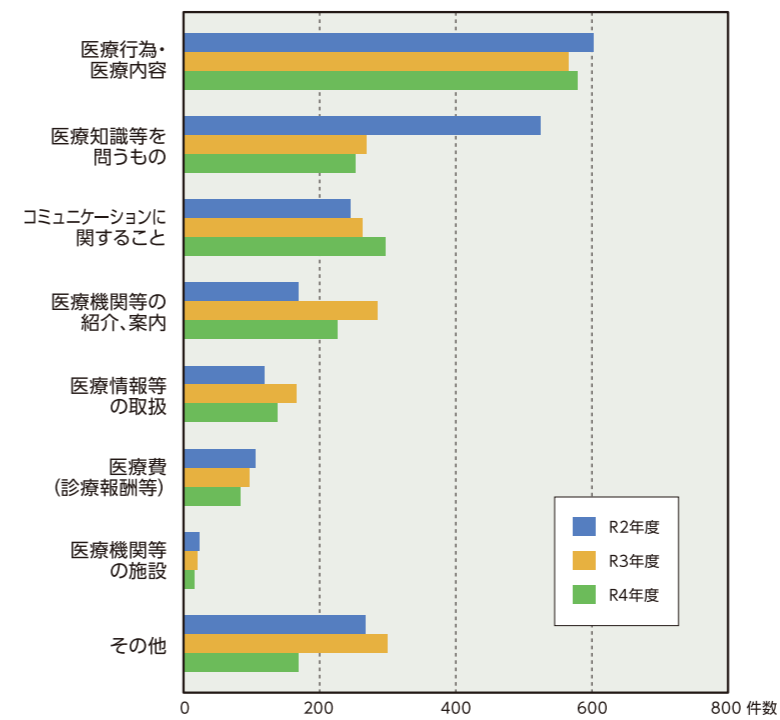
医療安全相談窓口寄せられた
相談件数の推移



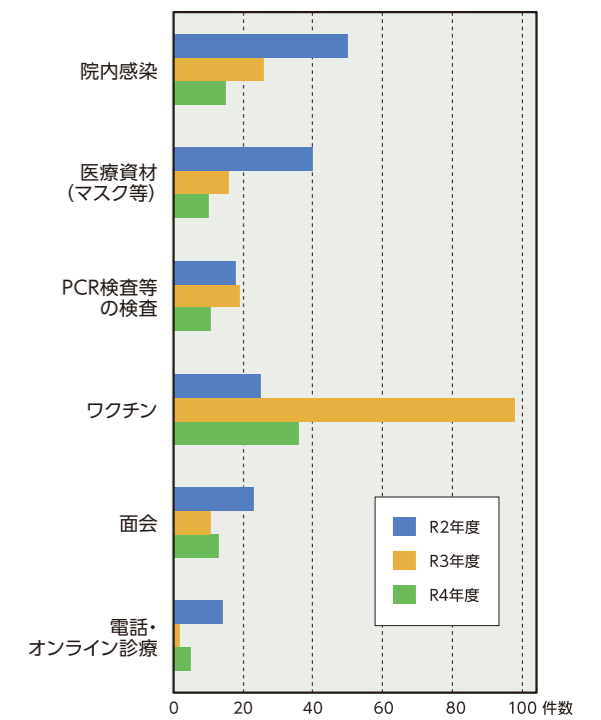
新型コロナウイルス感染症に
関連する
相談件数の推移

新型コロナウイルス感染症関連の相談内容と推移 (令和2年度から令和4年度)

- ・当窓口寄せられる相談のうち、「医療行為・医療内容」については、新型コロナウイルス感染症の流行下においても相談件数としては最も多く、令和2年度から4年度まで同様の傾向でした。
- ・「医療知識等を問うもの」については、令和2年が最も多くなりました。
- ・院内感染全般、PCR検査やマスクその他医療資材等、新型コロナウイルス感染症に関連する相談は、令和2年度から令和4年度にかけてその件数は減少しました。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する相談のうち「ワクチンに関すること」は、令和3年度に非常に多く寄せられました。これは、ワクチン接種が始まり、それに伴う疑問や制度に関する質問が多くなったことと関連づけられます。ワクチンの問合せ電話番号もありましたが、なかなかつながらず、当窓口相談が寄せられたという側面もあります。
- ・令和4年度まで当窓口への相談件数の減少が続いたのは、新型コロナウイルス感染症の流行の中で、ワクチン接種体制や発熱外来などの医療提供体制が整備されたことや、市民への情報提供ツールや、相談内容別の窓口、専用電話番号等の設置などにより、相談先が分散されたことによると考えられます。
- ・令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類化に伴い、新型コロナウイルス感染症に特化した相談窓口が段階的に終了するなど、これまでの体制が新型コロナウイルス感染症の流行以前に戻りつつあることから、今後、医療に関する相談は再び当窓口集中することが予想されます。



新型コロナウイルス感染症の流行期間
(令和2年度から令和4年度)の相談内容と件数



新型コロナウイルス感染症に関連する
相談内容

市民相談事例

令和4年度に市民から相談窓口へ寄せられた相談事例を紹介します。

この相談事例を参考としていただき、同様の状況があった場合の対応等について、医療提供施設のスタッフの皆様で話し合ってくださいことを期待しております。

1 診療内容に関すること

相談事例1

家族が骨盤骨折してしまいました。市内医療機関を受診し、当初は在宅で様子を見る方針でしたが、痛みがあったことなどから、手術・リハビリののち自宅へ帰るという治療計画となりました。その後、別の医療機関へ転院しました。転院時の紹介状には回復治療のための入院である旨を書いてもらいましたが、転院先の医療機関では、患者の状態について説明はあったものの、リハビリではなく看取り治療に切り替えることになり、24時間麻酔を注射して寝たままでの治療となってしまいました。

家族の意に反してこのような治療となってしまったことに納得がいきません。

相談事例2

これまで歯を抜いたことはなかったのですが、歯が痛みだし、抜歯のうえブリッジをしました。しかし、その後の経過は良くなく、何か月間も通院しました。別の歯科も受診し何ともないと言われたものの、念のため規模の大きい病院を紹介されました。自分としてはブリッジが気になっていましたが、定期的に通院し、レントゲンの所見では問題ないと言われ、特段の対応はありませんでした。それでも痛みが続き、ブリッジを外してもらったところ、歯が黒く溶けてしまっているため抜く必要があるという診断でした。

毎月継続的に受診していたにもかかわらず、結局、歯を抜かなければいけないというのはおかしいのではないのでしょうか。

対応1~2

治療方針や診療内容については医師の診断に基づくものであり、その適否について相談窓口で判断することはできないため、主治医とよく話し合い、疑問点などについて相談するよう助言しました。また、医療機関に設置されている患者等からの相談窓口へ相談してみることを提案しました。

歯科に関しては、札幌歯科医師会の市民向けの相談窓口も案内しました。

相談事例3

母が入院している病院で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しました。母は健康だったのですが陽性者と同部屋です。母は、過去に肺炎を起こしたことがあります。転院希望について病院に話してみましたが、調整に時間がかかっているようです。

病院の対応に不信感があり、患者の家族としてどうしたらよいのでしょうか。

対応3

保健所としても病院のクラスター発生について探知し院内感染対策等の助言をしていること、入院患者の状況も把握しており、転院については病院を通して患者等の容態や意向を含めて保健所に相談が入り次第調整している状況であることを伝えました。まずは、患者又は家族から今一度、当該病院へ転院希望を伝えてみるよう助言しました。



相談窓口では診療内容の適否や転院の可否等について判断できる機関では無いことから、主治医や看護師によく相談するよう助言しています。

しかし、「十分な説明がなかった」「希望する検査や治療をしてもらえなかった」「転院について対応してくれなかった」などといった相談が多く寄せられています。中には、医療機関側は十分に説明をしていますが、患者に上手く伝わっていない事例が見受けられます。日ごろから、医療従事者と患者がコミュニケーションを取りやすい環境を整え、患者の話をよく聞き、検査や治療の内容等について十分に説明することが重要です。

また、医師と患者とのコミュニケーションをより円滑なものにするためには、患者の抱える様々な疑問や不安、ニーズなどの情報を、看護師や薬剤師などメディカルスタッフと共有し、患者への説明を補足してもらったり、患者が理解できない点を確認してもらったりなど、皆さんで連携して対応することが大切です。

【関係法令(一部抜粋)】

- ・医療法第1条の4第2項
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
- ・医療法第6条の9
国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・医療法第6条の13
都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、第6条の9に規定する措置を講ずるため、次に掲げる事務を実施する施設(医療安全支援センター)を設けるよう努めなければならない。
一 患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院等における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しくはその家族又は当該病院等の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。
- ・医療法施行規則第1条の13
病院等の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が法第6条の13第1項第1号の規定に基づき行う助言に対し、適切な措置を講じるよう努めなければならない。



2 院内感染対策に関すること

相談事例1

友人が重い病気で入院中です。最後に一目だけでも会いたいのに、今は面会させてくれません。新型コロナウイルス感染症も収まってきました。そのような背景も踏まえて、ぜひ早急に病院のお見舞いができるように考えてください。すべての病院とは言いませんし、面会も長時間とは言いません。

対応1

医療機関に申し出内容についてお伝えし、面会状況等について聴き取りしたところ、以下の状況の説明をいただきました。原則、面会禁止としているが、ご相談をいただければ、病棟の状況や患者の状態など総合的に判断して面会許可を含めて対応していること、オンライン面会の実施や電話は、患者本人の希望があれば家族以外でも可能としていること、現状として通常面会への移行はまだ難しいと考えているが感染状況や患者の病状等により対応は都度調整しているとのことでした。これらの医療機関からの返答を相談者にお伝えしました。

相談事例2

医療機関を受診していますが、鼻に持病がありマスクを着用すると呼吸が苦しくなります。3月13日以降、マスクの着用は個人の判断に委ねられることになったはずですが、医療機関の職員からマスクの着用を促され、上記の理由から着用できないと答えたところ、受診を断られました。マスク着用について説明は受けましたが、マスクを着用しないことを理由に診療を拒否するのはいかがなものでしょうか。

対応2

マスク着用は個人の判断に委ねられる旨の通知が発出されていますが、厚生労働省から、医療機関等に対しては引き続き感染対策のためマスク着用を推奨する旨の通知も発出されています。個人の判断はもちろん尊重されるべきと考えますが、感染対策という観点では医療機関の説明も理解できるところです。また、そのことを理由に診療を拒否することが正当化されるかどうかは、当窓口では判断することはできません。



例年、ノロウイルス、インフルエンザなどの院内感染について相談が寄せられますが、令和4年度は引き続き新型コロナウイルス感染症関連の相談が多く寄せられました。医療機関における感染対策は、患者にとって関心が高いと思われるので、安心して受診できる環境づくりが大切です。

【関係法令等】

- ・マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)(令和5年2月10日付け事務連絡厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)
- ・マスク着用の考え方の見直し等(特に医療機関における取扱い)について(令和5年2月14日付け事務連絡厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、厚生労働省医政局地域医療計画課)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について(令和5年4月4日付け事務連絡厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)
- ・新型コロナウイルス感染症への対応について(医療機関向けのリーフレット 厚生労働省)

3 医療従事者の資格に関すること

相談事例1

医療機関を受診し、レントゲン写真を撮ることになりました。その時に、明らかに事務員と思われる方が撮影したと思われました。医師の指示があれば、事務員でもレントゲン撮影は可能なのでしょうか。

相談事例2

エックス線照射や看護業務において、事務員など無資格者が携わっているようですが、問題ないのでしょうか。医師も近くにいないような気がしました。

対応1~2

相談があった医療機関に状況を確認しました。エックス線撮影については、補助は医師や放射線技師以外が行うことはあるが、必ず医師が立ち会い撮影ボタンも医師が押していること、また、看護業務についてはあくまでも補助的な業務を看護補助者が行うことはあるとのことから医療法上の不備は確認できませんでした。

医療機関には、例えばエックス線撮影時は、状況に応じて、医師又は診療放射線技師が患者に声をかけるなど、誤解のないようお願いしたい旨、伝えました。



医療従事者の資格に関する相談が複数寄せられました。相談があった場合は、医療機関に状況を確認しますが、医療法上の不備が確認できた事例はありませんでした。しかしながら、患者が疑問にもつケースが時折相談として寄せられます。患者に誤解や不安を与えないように、医療行為について、適宜、患者への声かけや説明をお願いします。

【関係法令(一部抜粋)】

- ・保健師助産師看護師法第31条
看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。
- ・保健師助産師看護師法第37条
保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。
- ・診療放射線技師法第24条
医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第2条第2項に規定する業をしてはならない。
- ・診療放射線技師法第26条第1項
診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線の人体に対する照射をしてはならない。

【関係通知】

- ・医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について(平成19年12月28日付け医政発第1228001号 厚生労働省医政局長通知)
- ・医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(平成17年7月26日付け医政発第0726005号 厚生労働省医政局長通知)
- ・医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)(令和4年12月1日付け医政発1201第4号 厚生労働省医政局長通知)
- ・現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について(令和3年9月30日付け医政発第0930号第16号 厚生労働省医政局長通知)

4 コミュニケーションに関すること(説明等に関するもの)

相談事例1

入院していた病院で家族が亡くなりました。入院中の状況の説明もなく、家族は元気なものと思っていました。病院から連絡があり駆け付けたときには、家族(患者)は硬直していましたが、医師はその場におらず、モニターなどもついていませんでした。病院の対応に納得できません。せめて、このような相談があったことを病院に伝えていただきたいです。

対応1

当該病院に相談内容を伝えました。院内で協議して相談者への対応を検討したいとの返答をいただきました。

相談事例2

家族が入院中です。薬が変わったようですが説明がないようです。家族(患者)が不安がっているのですが、このような場合、家族が医師に説明を求めているのでしょうか。

対応2

ご家族から、ご心配なことは聞いていただいて構わないことと、まずは医療機関のスタッフ、例えば、看護師や薬剤師に相談してみてもどうでしょうか、と助言しました。



医療従事者の対応や言動に納得できない、あるいは説明がない、という相談は非常に多く寄せられております。

相談内容を傾聴し、従事者の対応は個々の考え方や判断によるところなどがあり、助言等は難しいことを説明しています。そのうえで、医療機関内に設置されている患者相談窓口や医療機関のスタッフに相談するなど、医療提供施設側とよく話し合うこと、あるいは、医師等からの説明を聞くときのポイントや聞き方をお伝えしております。また、参考としてセカンドオピニオンや、医療ADRについても、相談内容に応じて案内しております。

さらに、相談者からの要望に応じて、医療提供施設へ相談内容について情報提供をさせていただく場合があります。その際は、医療提供施設内で情報を共有していただき、改善すべき点があれば今後の対応に生かしていただくよう、お願いいたします。

【関係法令(一部抜粋)】

・医療法第15条第1項

病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条第1項

薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。

5 医療情報等の取扱(カルテ開示・個人情報)

相談事例1

障害年金の手続きに医療機関のカルテなどが必要なのですが、当時かかっていた医療機関が閉院してしまっています。医療安全相談窓口にご相談して当時の診療情報をもらえないか聞いてみてはどうか、と言われました。

対応1

当窓口では、カルテ開示や患者情報の取り寄せなどの対応はしておりません。書類の提出先である障害年金相談センターに、状況を説明して別の方法があるかどうか聞いてみてはどうか、あるいは、弁護士に相談してみてもいかがでしょうか、と助言しました。

相談事例2

足首の手術を受けました。担当医師の対応に納得できず、今後は別の医療機関で治療を受けたいと考えています。紹介状とカルテ開示を要望していますが、担当医師の受診時でなければ対応できないと言われました。医療機関内の患者相談窓口と同じ内容を相談してみましたが、なかなか応じてくれません。担当の医師とは関わりたくないの、今後受診はしたくありません。どうしたらよいのでしょうか。

対応2

保健所から当該医療機関に相談内容を伝えました。内部で対応を検討し、医療機関から相談者あてに連絡するとの返答がありました。



カルテ開示や紹介状に関連する内容として、「カルテ開示を依頼したがなかなか交付してもらえない」「転院したいが紹介状を書いてくれない」などの相談が寄せられています。

カルテ開示については、必要な時間や費用等を患者に適切に説明できるように、指針や通知を参考に院内で個人情報の開示等のルールを定め、従事者への周知を図るようにしましょう。

また、診断書や紹介状・診療情報提供書を求められた場合の対応について、手順等を院内で確認しておきましょう。

【関係法令(一部抜粋)】

・医師法第19条第2項

診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求めがあつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

【関連通知】

・診療情報の提供等に関する指針の策定について(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知)

・「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について(令和5年1月25日付け医政発0125第7号厚生労働省医政局長通知)

・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日(令和5年3月一部改正)(個人情報保護委員会、厚生労働省))

・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A(事例集)(平成29年5月30日(令和2年10月一部改正))(個人情報保護委員会事務局、厚生労働省)

6 医薬品に関すること

相談事例1

院外薬局で薬を調剤してもらっています。先日、薬の成分量が異なるもの、同一の医薬品について成分含有量が多いものをもらいました。服用後に気づき、薬局に指摘したところ、正しい医薬品を自宅まで持ってきてもらいました。他にも、処方せんと異なる日数の薬を調剤されたことがありました。

対応1

患者が服用後ということだったため、まずは処方した医師へ報告するように当該薬局に助言しました。また、当該薬局に状況を確認したところ、患者に規格違いの医薬品を交付してしまったとのことでした。

医薬品の保管場所、監査・投薬時の規格確認方法などが徹底されていませんでした。また、日数の間違いについては、処方せんを受け付けた際のパソコンへの入力ミスが原因でした。

ただちに、監査、投薬時の確認を複数名で行うなどの再発防止策を講じたことを確認しました。

相談事例2

医療機関から二種類の薬が処方され服用しています。これらを飲み合わせても大丈夫でしょうか。また、この量は飲みすぎではないでしょうか。

対応2

医師や薬剤師に確認することを勧めたうえで、「ほっかいどう・おくすり情報室」や「PMDA（医薬品医療機器総合機構）」を案内しました。



調剤過誤の相談が寄せられた際には、患者の健康被害の有無を確認するとともに、すでに服用している場合はすみやかに処方した医師へ報告するように薬局に助言しています。

また、医薬品の保管管理方法や取扱、医師の指示(処方)から患者へ投与(与薬)に至るまでの手順等について、従事者への周知、対策の定期的な見直し、内部研修を行うようお願いいたします。

【関係法令(一部抜粋)】

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の5
医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品等の有効性及び安全性その他これらの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- ・医療法第6条の12
病院等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。
- ・医療法施行規則第1条の11第2項第2号
医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者を配置し、次に掲げる事項を行わせること。
 - イ 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
 - ロ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施(従業者による当該業務の実施の徹底のための措置を含む。)
 - ハ 医薬品の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品の使用の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

【関連通知】

- ・医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルについて(平成19年3月30日 医政総発第0330001号/薬食総発第0330001号 厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医薬食品局総務課長通知)
- ・「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアル(平成30年改訂版)
- ・医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル(薬局版)(令和2年改訂版)

講習会・セミナー

医療安全講習会

医療安全支援センターでは、医療提供施設における医療安全対策の推進を図ることを目的に、毎年度、医療安全講習会を開催しています。

令和4年度は、令和3年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、従来どおりの集合型での開催が困難であり、また、札幌市保健所として感染症対策に関連する業務に注力したことから、開催を見送っております。

院内感染対策セミナー

医療安全支援センターでは、病院及び診療所における院内感染対策の一層の向上を図ることを目的として、毎年度、院内感染対策セミナーを開催しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年のセミナーに代えて、札幌市医師会及び札幌市小児科医会との共催で以下のオンラインシンポジウムを開催しました。

- ・新型コロナウイルス感染症の現状と対策
令和4年7月29日(金)(参加数 180名)
- ・小児へのワクチン接種と診療取組から学ぶ新型コロナウイルス感染症対応
令和4年9月1日(木)(参加数 94名)
- ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた診療体制の確保について
令和4年11月24日(木)(参加数 293名)

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた診療体制の確保について(ウェブセミナー)

対象 市内医療機関 医療従事者

開催日 2022年11月24日(木) 19:00-20:00

札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、季節性インフルエンザの流行による発熱患者の急増の事態に備え、発熱患者への適切な外来診療について、市内医療機関の連携と一体となって協力して取り組んでいく必要があると考えています。

そこで、今冬に向けた札幌市の医療提供体制の考え方や感染防止対策全般に関するウェブセミナーを札幌市医師会と共催で開催させていただきます。

プログラム

19:00-19:05 開催挨拶	19:25-19:40 感染対策の変遷と現状 ～クリニック事例を通じて～
19:05-19:10 札幌市より今冬に向けて①	19:40-19:55 札幌市より今冬に向けて②
19:10-19:25 外来診療の感染制御における負担軽減 ～エビデンスにあわせた無駄の排除～	19:55-20:00 閉会挨拶

開催方式 Zoomウェビナーを用いたweb開催 **定員** 先着 1,000名 **申込み用** 2次元バーコード

申込み方法 Zoom参加登録ページにアクセスし、必要事項を記入ください
URL: <https://bit.ly/3Fx9MoN>

留意事項: 申込みには、2次元バーコードをご活用ください。登録完了後、参加確認メールが届きます。当日は、メール中のリンクから参加いただけます。

札幌市 札幌市医師会

新型コロナウイルス感染症の感染対策、季節性インフルエンザの流行による発熱患者の急増の事態に備え、市内医療機関の医療従事者を対象とし、医師等専門家からご講演をいただきました。

市民対象の講座(出前講座)

「出前講座」は、市民グループなどからの申込みに応じて、札幌市職員が地域に出向き、市の事業等について説明を行うものです。札幌市保健所医療政策課では、平成23年度から医療安全に関する出前講座「かしこい患者になりましょう～上手なお医者さんのかかり方～」を実施しています。

テーマ

「かしこい患者になりましょう ～上手なお医者さんのかかり方～」

- ・内容:①上手なお医者さんのかかり方
②札幌市医療安全相談窓口について
③医療に関する制度・相談先のご案内
- ・令和4年度実施結果:6回(参加者数 112名)

札幌市医療安全推進協議会

本協議会では、札幌市の医療安全施策及び医療安全支援センターの運営方針等について、評価・助言・提案等を行っています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により書面による開催となりました。

基幹会議(書面開催 令和5年1月)

- ・令和4年度版札幌市医療安全支援センター事業概要の作成について、ご意見をいただきました。

本会議の資料等は、札幌市公式ホームページ内に掲載しております。ホームページアドレスは裏表紙をご覧ください。

札幌市医療安全相談窓口のご案内

札幌市医療安全支援センターでは、市民からの医療提供施設に関する相談に対応し、問題解決の支援を行うための窓口として、札幌市医療安全相談窓口を設置しております。

相談専用電話 **011-622-5159**

受付時間:9:00~12:00 13:00~15:00
(月~金曜日:祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く。)

医療提供施設の皆様へのお願い

札幌市医療安全支援センターに寄せられた市民からの相談について、医療提供施設へ情報提供させていただく場合がございます。患者と医療提供施設とのより良い信頼関係を構築するための助言と位置付けておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。